四十　七―アリル―Ｎ・Ｎ―ジエチル―四・六・六ａ・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ［四・三―ｆｇ］キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類	（略）
四十一	（略）
四十二～九十三	（略）
九十四	（略）
九十五　Ｎ・Ｎ―ジエチル―七―エチル―四・六・六ａ・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ［四・三―ｆｇ］キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類	（略）
九十六	（略）
九十七～百六十二	（略）
百六十三	（略）
百六十四　（Ｅ）―Ｎ―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―Ｎ―フェニルブタ―二―エナミド及びその塩類	（略）
百六十五　Ｎ―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―Ｎ―フェニルペンタアミド及びその塩類	（略）
百六十六	（略）
百六十七　二―（ブチルアミノ）―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）ペンタン―一―オン及びその塩類	（略）
百六十八	（略）
百六十九～二百三十七	（略）
二百三十八	（略）
二百三十九　メチル＝二―［一―（四―フルオロブチル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド］―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類	（略）
二百四十	（略）
二百四十一～二百八十八	（略）

（新設）

三十九　一―（四―イソプロピルスルファニル―二・五―ジメトキシフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類	（略）
四十～九十一	（略）
九十二　三―ジエチルアミノ―二・二―ジメチルプロピル＝四―アミノベンゾアート及びその塩類	（略）
九十三　Ｎ・Ｎ―ジエチル―四―ヒドロキシトリプタミン及びその塩類	（略）
九十四～百五十九	（略）
百六十　Ｎ―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―Ｎ―フェニルシクロペンタンカルボキサミド及びその塩類	（略）

（新設）

百六十一　二―（ブチルアミノ）―一―（四―クロロフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類	（略）

（新設）

百六十二　一―ブチル―Ｎ―（二―フェニルプロパン―二―イル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類	（略）
百六十三～二百三十一	（略）
二百三十二　一―［（三―メチルフェニル）メチル］ピペラジン及びその塩類	（略）

（新設）

二百三十三　メチル＝二―［一―（四―フルオロベンジル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド］―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類	（略）
二百三十四～二百八十一	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（覚せい剤取締法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

2　覚せい剤取締法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の表を次のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～二百八十四　（略）	一～二百八十四　（略）
二百八十五　（一Ｈ―インドール―三―イル）（ナフタレン―一―イル）メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に	二百八十五　（一Ｈ―インドール―三―イル）（ナフタレン―一―イル）メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に